

松江市街地治水対策検討委員会 設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、松江市街地治水対策検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、県都松江市街地周辺の都市化に伴う流出量の増大による浸水被害の軽減・解消を図るための「松江市街地治水計画（案）」（以下「治水計画（案）」という。）について検討を行い、提言することを目的とする。

(検討範囲)

第3条 委員会で検討する「治水計画（案）」の範囲は朝酌川、天神川流域を主とする。

(検討事項)

第4条 委員会は次に掲げる事項について検討する。

- (1) 河道計画
- (2) 内水処理計画
- (3) 上記に対応した流域対策、ソフト対策

(構成)

第5条 委員会は、島根県土木部河川課長が委嘱した別表に掲げる委員で構成する。

(設置期間及び任期)

第6条 委員会の設置期間及び委員の任期は、「治水計画（案）」が策定されるまでとする。

(委員長)

第7条 委員会には、委員の互選により委員長を置くものとする。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員長に事故がある時は、委員会に属する委員のうちから委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長の招集により必要に応じ開催するものとする。

- 2 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、意見聴取することができる。

(公開)

第9条 情報公開については、別紙「公開規定及び傍聴要領」に基づき実施する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、島根県土木部河川課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(附則)

この要綱は、平成22年3月8日から施行する。

別表

松江市街地治水対策検討委員会 委員名簿

分野	氏名	役職等	備考
土木工学 (水工学)	河原 能久	広島大学大学院工学研究科教授 松江市街地内水対策検討会学識アドバイザー	委員長
土木工学 (土木計画・ 水環境)	宇野 和男	松江工業高等専門学校教授 松江市都市計画審議会会長	委員長職務代理
土木工学 (水工学)	川池 健司	京都大学防災研究所准教授 松江市街地内水対策検討会学識アドバイザー	
環境	越川 敏樹	宍道湖自然館(ゴピウス)館長 (財)ホシザキグリーン財団事務局長理事 島根野生生物研究会 島根県河川整備計画検討委員会委員	
景観	長山 宗美	島根県景観アドバイザー 島根県屋外広告物審議会、日本造園学会 都市計画学会会員 島根県河川整備計画検討委員会委員	
観光	鈴木 益彦	堀川遊覧船管理事務所 船頭	
まちづくり	久保 里砂子	松江市中心市街地活性化協議会 タウンマネージャー 街づくりコーディネーター	
住民代表	渡部 浪子	法吉公民館館長	松江堀川流域
住民代表	田村 昌平	大橋川改修事業朝酌地区検討委員会委員長	朝酌川流域
住民代表	川西 俊雄	朝日地区治水対策地区協議会	天神川流域
行政	林 正道	国土交通省出雲河川事務所長	
行政	福田 滋	島根県土木部松江県土整備事務所長	
行政	中島 広	松江市建設部長	

松江市街地治水対策検討委員会 公開規定

（目的）

第1条 本規定は、松江市街地治水対策検討委員会（以下「委員会」という。）要綱第9条に基づき、委員会の公開を定めるものである。

（委員会の公開）

第2条 委員会は原則公開とする。ただし、特別の事情により委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

（委員会開催の周知）

第3条 委員会の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに島根県ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

（委員会の傍聴）

第4条 委員会の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定める。

（資料の配付）

第5条 委員会の配付資料は、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらす恐れのあるものや貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、委員会の場で傍聴人にも配付する。

（資料等の公開）

第6条 懇談会の配付資料は、特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらす恐れのあるものや貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。

2 事務局は委員会終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、発言者等の氏名を除き、HPにて公表する。

（雑則）

第7条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、委員会で定める。

附則

（施行期日）

この規定は、平成22年3月8日から施行する。

松江市街地治水対策検討委員会 傍聴要領

(目的)

第1条 本要領は松江市街地治水対策検討委員会(以下「委員会」という。)公開規定第4条に基づき、委員会の傍聴に必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所(居住地の市、又は町名)および氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者(以下「傍聴人」という。)の会場への入室は、委員会開始予定時刻の10分前とし、委員会開始後の入室は認めない。
なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

(委員会の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。
委員会の撮影、録画、録音をしてはならない。
(ただし、委員長が許可した場合はこの限りではない。)
発言、私語、談論等を行ってはならない。
発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
ビラ等の配付を行ってはならない。
みだりに傍聴人席を離れてはならない。
携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
前項のほか委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退室等の措置)

第5条 委員長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に懇談会会場よりの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(雑則)

第6条 この要領の変更やこの要領に定め無き事項については、委員会で定める。

附則

(施行期日)

この規定は、平成22年3月8日から施行する。